

1 委託業務の内容

別紙「佐賀県地域活性化等起業支援事業業務」企画・運營業務委託仕様書」のとおり

2 参加要件

企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす企業、CSO等とする。

なお、(7)の要件については、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 県内に本店、支店又は事務所等を有していること。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止処分措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業者の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(7)までの条件を満たすこと。
共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

4 企画コンペ及び審査の実施方法

- (1) 企画書、実績書等の資料により、参加者がプレゼンテーションを行う。
- (2) 審査員は、別表1の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。
なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最優秀者の合計点が、評点総計の6割に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。

5 オリエンテーション（説明会）について

企画コンペに参加するためには、オリエンテーション参加を条件とする。

オリエンテーションは県のWEB会議システムを利用し、インターネットを介して行う。

- (1) 日 時 令和7年3月4日（火曜日）14時00分
- (2) オリエンテーション参加申込
 - ①申込方法 E-mail
 - ②参加申込先 sagasousei@pref.saga.lg.jp
 - ③記載内容 タイトル：オリエンテーション（「佐賀県地域活性化等起業支援事業業務」企画・運營業務）参加申込
本文：会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号
 - ④提出期限 令和7年2月28日（金曜日）17時00分まで
- (3) 実施方法
 - ① 参加申込み後、県からWEB会議システムへのアクセス方法などを記載した案内メールを送付する。
 - ② ①のメールでの案内に従い（1）で指定した時刻に県のWEB会議システムにアクセスし、参加する。
※ 参加に当たりインターネットに接続可能なパソコン（WEBカメラ、マイクを含む）、タブレット、スマートフォンのいずれかをオリエンテーションまでに参加者自身で用意すること。
※ タブレット又はスマートフォンを使用して参加する場合は、指定のアプリ（Microsoft Teams）をオリエンテーション当日までにインストールしておく必要がある（パソコンの場合はインストール不要）。

6 企画コンペの参加申込書等の提出について

企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年3月10日（月曜日）17時15分まで
- (2) 提出場所 佐賀県地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当
（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館7階）

(3) 提出書類

① 単独事業者の場合

参加資格確認申請書（様式第1号）、誓約書（様式第4号）、実績書（様式第5号）、会社概要

② 共同事業体の場合

参加資格確認申請書（様式第2号）、共同事業体協定書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）、実績書（様式第5号）、会社概要

※ 様式第4号、様式第5号、会社概要については全構成員分

(4) 提出方法 郵送または持参（期限内必着）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 参加資格 参加資格通知は、令和7年3月14日（金曜日）までに書面により通知します。

7 企画書等の提出について

(1) 提出期限 令和7年3月17日（月曜日）17時15分まで

(2) 提出場所 佐賀県地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当
（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新行政棟7階）

(3) 提出書類

① 企画書（7部）

※企画書には、委託業務の実施体制が確認できる資料を作成すること。

※企画書には、過去に受託した同種の業務実績が確認できる資料を作成すること。

② 見積書（7部）

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

③ 会社概要（7部）

(4) 提出方法 郵送または持参（期限内必着）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 企画コンペ、審査会の開催について

審査会は県のWEB会議システムを利用し、インターネットを介して行う。

(1) 日時 令和7年3月25日（火曜日）09時00分～

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

(2) 実施方法

① 企画コンペの参加申込書提出後、県からWEB会議システムへのアクセス方法、プレゼンテーションの時間等をメールにより案内を行う。

② 参加者は①の案内に従い、指定された日時にWEB会議システムにアクセスし、企画書、実績書等の資料により、プレゼンテーションを行う。

③ 審査委員は、別表1「評価基準」に基づき、審査を行う。

9 結果の通知

企画コンペの結果は、令和7年3月27日（木曜日）までにすべての参加者に対し通知する。

10 実施スケジュール（予定）

令和7年2月21日（金）	ホームページでの公募開始
令和7年2月28日（金）～17時15分	オリエンテーション参加申込期限
令和7年3月4日（火）14時00分～	オリエンテーション（WEB開催）
令和7年3月10日（月）～17時15分	企画コンペ参加申込期限
令和7年3月17日（月）～17時15分	企画書等提出期限
令和7年3月25日（火）09時00分～	企画コンペ、審査会（WEB開催）
令和7年3月27日（木）	委託業者決定
令和7年4月上旬	契約、事業着手

11 企画コンペの取りやめ等

- (1) 審査員への接触など企画コンペを公平に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により企画コンペをすることができないと認められるときは、その執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、企画コンペに参加できないこととする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

13 費用負担

プレゼンテーション、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

14 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次のア～ウに掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

15 留意点

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、県と受託業者が協議を行い、決定する。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。この場合、次順位の者と契約を協議する。
- (7) 企画コンペについての問い合わせは、メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (8) オリエンテーション及び企画コンペ参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (9) 本事業については、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）が不交付となった場合は中止する。（交付決定の時期は令和7年4月上旬を予定）
- (10) 本事業は、県の予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものとする。県議会において、本予算が否決された場合、企画コンペを中止する。

16 問合せ先

佐賀県 地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当 石井、中村
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59
TEL 0952-25-7505
FAX 0952-25-7423
Mail sagasousei@pref.saga.lg.jp

17 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めている。